

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程（昭和40年岩手県訓令第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。</p> <table border="1" data-bbox="167 873 770 2063"> <tr> <td data-bbox="167 873 528 918">[略]</td> <td data-bbox="528 873 770 918">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="167 918 528 1335">2 本庁の副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、参事、技術参事、特命参事（室に置かれる特命参事を除く。）、総括課長、調査監、報道監、総務事務センター所長、出納指導監、部付及び局付</td> <td data-bbox="528 918 770 1335">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="167 1335 528 1977">3 企画室、総務室、総合防災室、政策推進室、地域振興室、科学I L C推進室、廃棄物特別対策室、若者女性協働推進室、医療政策室、医師支援推進室、雇用対策・労働室及び競馬改革推進室の職員（室長並びに政策監、調整監及び医師支援推進監の担当区分にある職員を除く。）</td> <td data-bbox="528 1335 770 1977">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="167 1977 528 2063">4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの</td> <td data-bbox="528 1977 770 2063">首席調査監、総括課長、調査監、報道監</td> </tr> </table>	[略]	[略]	2 本庁の副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、参事、技術参事、特命参事（室に置かれる特命参事を除く。）、総括課長、調査監、報道監、総務事務センター所長、出納指導監、部付及び局付	[略]	3 企画室、総務室、総合防災室、政策推進室、地域振興室、科学I L C推進室、廃棄物特別対策室、若者女性協働推進室、医療政策室、医師支援推進室、雇用対策・労働室及び競馬改革推進室の職員（室長並びに政策監、調整監及び医師支援推進監の担当区分にある職員を除く。）	[略]	4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの	首席調査監、総括課長、調査監、報道監	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。</p> <table border="1" data-bbox="853 873 1457 2063"> <tr> <td data-bbox="853 873 1214 918">[略]</td> <td data-bbox="1214 873 1457 918">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="853 918 1214 1335">2 本庁の副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、<u>首席ふるさと振興監</u>、参事、技術参事、特命参事（室及び課に置かれる特命参事を除く。）、総括課長、調査監、報道監、総務事務センター所長、出納指導監、部付及び局付</td> <td data-bbox="1214 918 1457 1335">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="853 1335 1214 1977">3 企画室、総務室、総合防災室、政策推進室、地域振興室、科学I L C推進室、廃棄物特別対策室、若者女性協働推進室、医療政策室、医師支援推進室、雇用対策・労働室、<u>競馬改革推進室及び県産米戦略室</u>の職員（室長並びに政策監、調整監、<u>ふるさと振興監</u>、<u>地域連携推進監</u>、<u>医師支援推進監</u>、<u>県産米戦略監</u>、<u>県産米生産振興監及び県産米販売推進監</u>の担当区分にある職員を除く。）</td> <td data-bbox="1214 1335 1457 1977">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="853 1977 1214 2063">4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの</td> <td data-bbox="1214 1977 1457 2063">総括課長、調査監、報道監、総務事務セ</td> </tr> </table>	[略]	[略]	2 本庁の副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、 <u>首席ふるさと振興監</u> 、参事、技術参事、特命参事（室及び課に置かれる特命参事を除く。）、総括課長、調査監、報道監、総務事務センター所長、出納指導監、部付及び局付	[略]	3 企画室、総務室、総合防災室、政策推進室、地域振興室、科学I L C推進室、廃棄物特別対策室、若者女性協働推進室、医療政策室、医師支援推進室、雇用対策・労働室、 <u>競馬改革推進室及び県産米戦略室</u> の職員（室長並びに政策監、調整監、 <u>ふるさと振興監</u> 、 <u>地域連携推進監</u> 、 <u>医師支援推進監</u> 、 <u>県産米戦略監</u> 、 <u>県産米生産振興監及び県産米販売推進監</u> の担当区分にある職員を除く。）	[略]	4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの	総括課長、調査監、報道監、総務事務セ
[略]	[略]																
2 本庁の副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、参事、技術参事、特命参事（室に置かれる特命参事を除く。）、総括課長、調査監、報道監、総務事務センター所長、出納指導監、部付及び局付	[略]																
3 企画室、総務室、総合防災室、政策推進室、地域振興室、科学I L C推進室、廃棄物特別対策室、若者女性協働推進室、医療政策室、医師支援推進室、雇用対策・労働室及び競馬改革推進室の職員（室長並びに政策監、調整監及び医師支援推進監の担当区分にある職員を除く。）	[略]																
4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの	首席調査監、総括課長、調査監、報道監																
[略]	[略]																
2 本庁の副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、 <u>首席ふるさと振興監</u> 、参事、技術参事、特命参事（室及び課に置かれる特命参事を除く。）、総括課長、調査監、報道監、総務事務センター所長、出納指導監、部付及び局付	[略]																
3 企画室、総務室、総合防災室、政策推進室、地域振興室、科学I L C推進室、廃棄物特別対策室、若者女性協働推進室、医療政策室、医師支援推進室、雇用対策・労働室、 <u>競馬改革推進室及び県産米戦略室</u> の職員（室長並びに政策監、調整監、 <u>ふるさと振興監</u> 、 <u>地域連携推進監</u> 、 <u>医師支援推進監</u> 、 <u>県産米戦略監</u> 、 <u>県産米生産振興監及び県産米販売推進監</u> の担当区分にある職員を除く。）	[略]																
4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの	総括課長、調査監、報道監、総務事務セ																

	、総務事務センター 所長、政策監、調整 監、医師支援推進監 又は出納指導監		ンター所長、政策監 、調整監、ふるさと <u>振興監</u> 、 <u>地域連携推 進監</u> 、医師支援推進 監、 <u>県産米戦略監</u> 、 <u>県産米生産振興監</u> 、 <u>県産米販売推進監</u> 又 は出納指導監
[略]		[略]	
7 広域振興局の地域振興セン ター、総務センター、県税セ ンター、保健福祉環境センタ ー、農林振興センター（普及 サブセンター及び林務出張所 を除く。）、農村整備センタ ー、水産振興センター及び土 木センター（ダム建設事務所 を除く。）の職員（前2項に 掲げる職員を除く。）	[略]	7 広域振興局の地域振興セン ター、総務センター、県税セ ンター、保健福祉環境センタ ー、農林振興センター（普及 サブセンター及び林務出張所 を除く。）、農村整備センタ ー、水産振興センター及び土 木センター（ <u>整備事務所及び</u> <u>ダム建設事務所</u> を除く。）の 職員（前2項に掲げる職員を 除く。）	[略]
8 広域振興局の職員でダム建 設事務所、普及サブセンター 及び林務出張所の職員である もの	ダム建設事務所長、 普及サブセンター所 長又は林務出張所長 もの	8 広域振興局の職員で <u>整備事 務所</u> 、ダム建設事務所、普及 サブセンター及び林務出張所 の職員であるもの	<u>整備事務所長</u> 、ダム 建設事務所長、普及 サブセンター所長又 は林務出張所長
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。